住所　京都府福知山市字天田155番地6
徐龍煥　昭和53年7月27日生
住所　愛知県知立市南新地2丁目7番地2
八十三　昭和57年1月19日生
愛莉格　平成20年10月8日生
住所　横浜市鶴見区駒岡3丁目34番45号
李仁美　平成2年2月2日生
住所　埼玉県川口市芝園町3番1―230号
崔英花　昭和55年6月10日生
住所　東京都新宿区百人町4丁目5番14―624号
朴海蘭　昭和57年6月2日生
住所　東京都葛飾区南水元2丁目19番15号
康米子　昭和27年3月2日生
住所　東京都葛飾区南水元2丁目19番15号
宋昌明　昭和50年6月26日生
住所　東京都小金井市梶野町3丁目11番13号
宋晃子　昭和55年6月17日生
住所　兵庫県姫路市四郷町坂元68番地6
トラン・ロン・アン　平成2年11月27日生
住所　大阪市東淀川区東中島4丁目2番26―506号
姜雄臣　昭和59年5月1日生
住所　堺市南区若松台3丁7番5号
徐相玳　昭和13年11月20日生
住所　兵庫県川西市栄町10番5―601号
韓秀妃　昭和26年1月31日生
住所　大阪府松原市東新町2丁目160番地8
金相憲　昭和35年3月3日生
卞浩美　昭和39年10月5日生
金絵里　平成3年8月6日生
金大輝　平成6年10月9日生
金彩英　平成8年12月27日生
住所　大阪府寝屋川市初町21番2―3号
洪祐樹　昭和58年8月29日生
住所　東京都三鷹市下連雀7丁目9番8―204号
フェルドウシ・イスラム　昭和46年12月1日生
住所　千葉県野田市目吹299番地8
葉爾登白麗格　昭和46年11月23日生
葉琳　平成8年2月8日生
住所　京都市西京区大枝塚原町9番地39
申達也　昭和37年8月27日生
住所　京都市伏見区京町1丁目246番地1
戴涵　昭和63年4月7日生
住所　東京都中野区鷺宮1丁目30番12号
申慧順　昭和51年12月19日生
申入文　平成25年6月5日生
住所　千葉県松戸市稔台7丁目14番地1
陳濤　平成4年7月26日生

○法務省告示第四百三十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年八月十九日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　リチャード・アダム・ペレイラ・メンドーザ
生年月日　千九百八十六年二月一日

○法務省告示第四百四十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年八月十九日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　マギュロネ・マリー・コロンベ・スーレ・ドゥ・ブルジエール・ユーセージ・メンドーザ・スーレ・ドゥ・ブルジエール
生年月日　千九百八十六年十二月十三日

○法務省告示第四百四十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年八月十九日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　サイモン・ベツィナ
生年月日　千九百六十七年六月二十日

○法務省告示第四百四十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年八月十九日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　門田依理子
生年月日　千九百八十九年三月十六日

○法務省告示第四百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十九日

法務大臣　金田　勝年

別表第一東洋国際文化アカデミーの項の次に次のように加える。

東北多文化アカデミー	宮城県

別表第一栃木国際教育学院の項の次に次のように加える。

マロニエ日本語学院	栃木県

別表第一山幸日本語学校の項の次に次のように加える。

アッコラ日本語学院	群馬県

別表第一聖鳩国際カレッジの項の次に次のように加える。

永興日本語学園	埼玉県

別表第一ＹＯＭＡ日本語学院の項の次に次のように加える。

和陽日本語学院浦安校	千葉県
新富国際語学院	千葉県
Ｔｏｋｙｏ　Ｏｎｅ　日本語学校　千葉本校	千葉県
ウィズドム国際学院	千葉県
東京さくら学院	千葉県

別表第一フジ国際語学院板橋校の項中「フジ国際語学院板橋校」を「富士日本語学校」に改め、同表東京早稲田外国語学校　新大久保校の項の次に次のように加える。

東京明生日本語学院	東京都
ＨＥＳＥＤ外国語学校日本橋校	東京都
ＩＮＴＥＲＭＩＸ―ＴＯＫＹＯ日本語学校	東京都
東京富士語学院	東京都

別表第一早稲田言語学院横浜校の項の次に次のように加える。

ＬＩＢＥＲＴＹ小田原日本語学校	神奈川県

別表第一国際調理製菓専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

佐渡国際教育学院	新潟県

別表第一専門学校アリス学園の項の次に次のように加える。

専門学校ファースト学園金沢校	石川県